

第4次八雲町障害者計画（R3年度～R8年度）

中間評価（進捗状況）

※評価については、P11に掲載していますので、ご確認願います。

資料4

1.地域における生活支援  
（1）相談支援体制の整備

施策	施策の内容	評価	現状と課題	今後の取組
基本施策1 相談・情報提供体制の充実				
1	相談支援の充実	A	令和2年4月に開設した「八雲町障がい者基幹相談支援センター」が総合窓口として障がいのある方やその家族などの様々な相談に対応している。また、関係機関と連携しながら支援を行っている（毎年、広報やホームページ、ライン等で「八雲町障がい者基幹相談支援センター」の周知をしている。）。 地域自立支援協議会の専門部会として、「就労部会」「精神部会」「相談部会」を開催し、関係機関など情報を共有したり、勉強会を行ったり、事例検討を行ったり、地域課題などを話し合ったりしている。	地域自立支援協議会の専門部会として、R6年度に「子ども部会」を設置予定。
		A		
		A		
2	広報活動・情報提供の充実	A	障がい者のしおりについて、令和5年版を作成済み。広報やホームページ、LINEでは、サービスや制度等に関する情報だけではなく、障がい福祉に関する普及・啓発を目的とした広報活動も行っている。	障がい者のしおりについて、今後は令和8年版を作成予定。
		A		
		B		
3	窓口対応の充実	A	手続きによっては、役場とシルバープラザそれぞれになってしまうことなどがある。移動が難しい方の場合は、窓口担当者が役場に行くなどの対応をしている。	新庁舎移転後は、現在の役場とシルバープラザの窓口が一元化され、より障がいのある方やその家族等が相談や手続きがしやすくなり、関係部署との連携もしやすくなると思う。
		B		
		B		
4	ICT（情報通信技術）の利用促進	A	毎月第2・4木曜日に、公民館とはびあ八雲のパソコン室でIT市民サポートセンターを実施しています。そこでは八雲パソコン同好会のメンバーが、パソコンなどの困りごとを相談してきた町民に、解決策を教えています。しかし、近年はスマートフォンの普及により、大体の困りごとはすぐ検索すれば解決するため、利用者が激減しています。	左記の課題があることから、IT市民サポートセンターの縮小または廃止について検討していく。（家電量販店や機器を購入した店舗への相談を。）
		C		
		C		
基本施策2 障がい者ケアマネジメント体制の充実				
1	ケアマネジメント体制の充実	A	町内の相談支援事業所は、「八雲町障害者指定特定相談支援事業所」「のどか」「えがお」の3箇所である。高等養護学校卒業生や病院から退院される方などを含む、新規でのサービス利用が増加傾向にあり。 八雲町障がい者基幹相談支援センター主催の相談部会を、地域包括支援センター主催のケアマネ部会と合同で、年6回（+α）開催し、情報交換や事例検討、勉強会などを行っている。	サービス利用の増加に伴い、セルフプランの方も増加傾向にあるので、なるべく計画相談につなげていく。 今後も町内の相談支援事業所とも連携しながら、困難ケースなどにも対応できるよう体制整備を図る。また、経済的にも継続して運営していけるように支援していく。
		A		
		A		
2	巡回相談の実施	A	総合相談所・児童相談所の八雲町への巡回相談により、療育手帳、補装具の判定を行っており、障がいのある方の利便性を確保するため、継続して巡回相談を実施している。	継続
		A		
		B		
基本施策3 地域自立支援協議会の充実				
1	地域自立支援協議会の機能強化	A	地域自立支援協議会の全体会を、R3年度は2回（内、1回は書面開催）、R4年度は2回、R5年度は2回開催している。 専門部会として、「就労部会（年2回）」「精神部会（年2回）」「相談部会（年6回）」を開催し、関係機関など情報を共有したり、勉強会を行ったり、事例検討を行ったり、地域課題などを話し合ったりしている。	地域自立支援協議会の専門部会として、R6年度に「子ども部会」を設置予定。
		B		
		A		

(2) 生活支援の充実

施策	施策の内容	評価	現状と課題	今後の取組
基本施策1 在宅生活への支援				
1	居宅における生活支援サービスの充実	A	障がいの種類や、障害支援区分に応じた適切なサービスを提供している。 居宅介護事業所について、令和6年3月31日ヘルパーステーション明かりが閉鎖し、現在は八雲1カ所、熊石1カ所となっている。現在の利用者については対応できているが、今後増加した場合は受け入れが難しくなる可能性がある。	居宅介護事業所について、町内に高齢者（介護保険）のみを対象とした訪問介護支援事業所があるため、必要に応じて、障害福祉サービスとしての居宅介護事業所の開設を相談していく。
		B		
		A		
2	日中活動事業の推進	A	令和5年6月20日に就労支援事業所うしおが就労継続支援B型事業所として開設され、サービス利用は年々増加傾向にある。 生きがいデイサービスについては、令和5年度の実績がなく、利用実績は少ない。	就労継続支援B型事業所の利用が増えている傾向にある。各事業所から聞き取りを行い、利用量について障害福祉計画に反映する。 生きがいデイサービスについては、利用実績は少ない状況にはあるが、日常生活動作の維持・回復を図る場として、継続していく。
		A		
		A		
3	地域生活支援事業の充実	A	障がい者の高齢に伴い、自分で金銭管理が困難になってきている相談を受けている。都度、包括支援係や社会福祉協議会と相談しながら対応できている。 また、施設入所者が一時的に町内の実家に帰省したいと希望があった際は生きがいデイサービスを利用できるよう調整するなど、本人のニーズに対応し各事業所と調整を行っている。	地域生活できるよう他機関と連携をとり必要なサービスを提供できるよう努める。
		B		
		B		
4	福祉用具の利用支援	A	・実績（公費負担額） 【日常生活用具額】R3年度5,492,994円 R4年度5,836,002円 R5年度6,082,589円 【補装具】R3年度4,854,679円 R4年度3,462,265円 R5年度7,302,653円 ・その他 日常生活用具ではR5年度に給付の対象となる品目として「暗所視支援眼鏡」「緊急時電源供給装置」を追加。	継続
		A		
		B		
5	家族に対する支援	A	在宅生活で医療面、生活全般で支援が必要な方に対し、保健師、福祉専門職が訪問。体調や生活上の不安等を聞き取り、必要時、関係機関へ情報提供や共有したり、サービス調整を行ったりなどの支援を行っている。	継続
		B		
		B		
6	除雪の支援	A	原状では市街地以外に対応できる業者がないため、落部方面や黒岩方面の需要に応えることが出来ない状況にある。	現在対応できていない地域の除雪が可能な業者を探す必要がある。
		A		
		A		

基本施策2 住まいの確保					
1	居住系サービスの充実	グループホームの利用ニーズを見据えた上で、拡充に向けた検討を進めます。	B B A	町内のグループホームはほぼ満床であり、空きがわずかとなっている。 入居希望の多い事業所には現状確認等を行っている。	継続：ニーズに応じて、町内法人と調整を図る。
2	施設サービスの利用支援	施設入所時の相談やその後の連絡等について、施設と連携しながらきめ細かに対応します。	A B B	・施設入所支援の利用者数実績 R3年度：利用者数41人 R4年度：利用者数40人 R5年度：利用者数35人 ・利用希望者からの相談や施設との連携について対象者の心身状態を勘案し、且つ出来るだけ希望に沿うように聞き取りを行い、施設側、利用希望者側と連携を取り、迅速に支給決定するようにしている。	継続
3	公営住宅等の整備	八雲町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の建て替え時には障がいのある方等に配慮した住宅を整備し。	A B A	建替えにより新築した住宅について、障がい者に配慮した住宅を整備しているが、既存の町営住宅は2階建て住宅が多く、修繕等での対応は難しい。	「八雲町公営住宅等長寿命化計画」により、建替えする住宅について、障がい者に配慮した町営住宅を整備する。
4	バリアフリー化の促進	「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、公共機関等のバリアフリー化を進めるとともに、住環境全体のバリアフリー化を促進するため、建て主等への働きかけを行います。	B B B	公共機関等において、手すりの設置や段差の解消及びスロープ化を図り、障がい者に配慮した住環境設備に努めている。	継続
5	住宅改善に関する支援	障がいのある方やその家族等からの住宅改修等の相談に対して、保健、福祉、医療が連携し、対応の充実に努めます。	A B B	・住宅改修（日常生活用具）の実績 R3年度：公費負担0円（0件） R4年度：公費負担222,478円（2件） R5年度：公費負担0円（0件） ・住宅改修の相談や関係機関の連携について円滑に支給決定をするために、関係機関や住宅改修業者などと連携して、事務を進めている。	継続
基本施策3 地域生活の安心・安全の確保					
1	地域における見守りの充実	民生委員・児童委員、町内会、民間事業所等と連携し、障がいのある方の安否確認できる見守り体制の確立を目指します。	A B B	地域の体制づくりとして、地域自立支援協議会委員として、「町内会等連絡協議会」「民生委員協議会」「各障がい者団体」「障害福祉サービス事業所などの法人」などの代表の方に参画していただいている。 地域相談員として、「身体障害者相談員」「知的障害者相談員」を各1名ずつ委嘱（2年間）している。 SOSネットワークとして、認知症の高齢者や障がい者が行方不となったときに、警察だけでなく、地域の関係機関が捜索に協力して、すみやかに行方不明者を発見・保護する体制を整えている（登録制）。	継続
2	福祉のまちづくりの推進	「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づき、障がいのある方をはじめ、だれもが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共施設や公園、道路などを整備していきます。 また、店舗・民間施設のバリアフリー化に対して、民間に対する働きかけに努めます。	B B B	道路や公園等、障がい者が利用しやすい環境整備に努めている。	継続
3	ユニバーサルデザインの推進	障がいのある方だけでなく、だれもが安全に安心して利用できるよう、施設や設備等についてユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。	B B B	ユニバーサルデザインの考え方や利用者の意見を計画段階から取り入れた公共施設の整備に努めている。	継続
4	地域生活支援拠点の推進	障がい者等の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、緊急時の受け入れ体制など、地域生活支援拠点の機能の充実に図ります。	B B A	地域生活支援拠点はR3年1月に設置済み。 6つの機能のうちの「緊急時の受け入れ・対応」について、町内にショートステイの事業所が無いが、以下の方法により対応を行っている。①基幹相談支援センターが町内のグループホームの空き状況などを情報を収集し、関係機関へと情報配信を行う。②八雲総合病院の入院（レスパイト入院を含む）。③近隣市町のショートステイの事業所の利用。	地域生活支援拠点について、好事例の地域などを把握し、必要に応じて運用していけるようにしていく。

(3) 保健・医療の充実

施策	施策の内容	評価	現状と課題	今後の取組	
基本施策1 予防対策の充実					
1	母子保健活動の推進	妊産婦や新生児・未熟児等に対して、障がいの原因となる疾病等を予防し、健康の保持増進を図るために、家庭訪問等の個別指導による保健指導を行います。	A	全ての妊産婦、新生児等に対して、保健師による面談等を実施し、必要時には個別指導を継続して実施している。 【事業等】 伴走型支援・母親学級・妊婦相談事業・妊産婦訪問指導・新生児訪問指導・未熟児訪問指導・母子支援推進事業等	継続
			B		
			B		
2	思春期の心の問題への対応	思春期保健の普及啓発について、関係者と連携を強化し、保健師などによる心と身体について健康教育を行います。	A	学校等からの依頼があった際に、関係機関と連携し思春期教育を実施している。 熊石地域では、中学生に対し、保健師等による思春期保健授業が毎年実施されている。 【事業】 思春期健康教育・思春期育児体験事業	継続
			B		
			B		
3	中高年の予防対策の充実	生涯を通じた健康づくりを推進するため、八雲町健康増進計画に基づき、栄養や食生活、運動不足などの生活習慣を改善し、生活の質の向上を目指した普及・啓発を行うとともに、生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。また、健診後の事後指導の強化により、生活習慣病の予防と重症化対策に取り組むとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施します。	A	生活習慣病の予防や健康づくりのため、各種団体等にたいして健康教育を実施したり、生活習慣病予防のための健康教室を実施したりしています。 各種健診（検診）受診者に対し、糖尿病性腎症重症化予防事業も含め、必要時事後指導等を行っています。 【事業】 各種検診（検診）事業・特定保健指導等の事後指導・健康教育・健康相談・健康づくり増進事業・生活習慣病予防教室・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施・糖尿病性腎症重症化予防事業	継続
			B		
			B		
基本施策2 保健・医療・リハビリテーション体制の充実					
1	保健活動・リハビリテーション体制の充実	身体機能低下や認知がみられる在宅療養者を訪問し、生活機能評価や活動指導を進めていきます。	A	必要時、保健師等による訪問を実施し、保健指導を行っている	継続
			B		
			B		
2	医療・地域ケアの充実	急性期治療後のリハビリテーションから地域リハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保が図られるよう、関係機関と協議し、地域ケアの地盤づくりを進めていきます。	A	八雲総合病院に委託し事業を実施している。主にケアマネジャーからの依頼に応じ、リハビリテーション専門職が訪問し、生活機能の維持向上に向けた助言指導を行っている。また地域の通いの場等を訪問し参加者に対する身体機能の評価を行っているが、通いの場によっては訪問を希望しないところもあり、実施が難しい面がある。	継続
			B		
			B		
3	医療給付等の充実	医療が必要な障がいのある方が安心して適切な医療が受けられるよう各種給付制度の活用について情報提供を行います。 また、障害者総合支援法に基づき、障がいを除去、軽減するために必要な更正医療や育成医療の給付を行います。 さらに、未熟児で医師が入院養育を必要と認めた方に対して養育医療の給付を行います。	A	医療が必要な障がいのある方が安心して適切な医療が受けられるよう各種給付制度の活用について情報提供を行い、障害者総合支援法に基づき、障がいを除去、軽減するために必要な更生医療や育成医療の給付を行っている。 未熟児養育医療に関して、申請のあったものに対して全件給付し、保護者の負担を軽減した。なお、保護者負担分については、八雲町こども医療助成対象となり、全額八雲町負担となるため、保護者負担なしとなっている。	継続
			B		
			B		
基本施策3 精神保健活動の充実					
1	社会復帰への支援	障害福祉サービスや相談支援を通じて精神障がいのある方を支援するほか、地域自立支援協議会の精神障がい部会を定期的に開催し、関係機関によるニーズや課題の整理、情報共有をすることで精神障がいのある方などが地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。	A	精神障がい部会について、八雲町障がい者基幹相談支援センターと八雲総合病院で事務局を行い、年2回開催している。 精神障がいのある方が地域で生活しやすいよう関係機関で意見交換、情報共有が行われている。	今後も定期的に精神障がい部会を開催し、精神障がいのある方が生活しやすいよう環境づくりを行えるよう情報共有、意見交換を行っている。
			B		
			B		
2	自主的組織の活動支援	精神障がいの当事者及び家族による自主的組織の活動を継続して支援します。	A	当事者の会には「太陽の会」「わっぱの会」、家族会には「虹の会」があり、必要に応じて、情報提供、紹介、関係機関との調整、福祉バスの手配、会への参加などの支援を行っている。また、「虹の会」には、障がい部会へ参加いただき、精神障がいのある方の支援に対して状況交換や意見交換を行っている。	自主組織活動を継続的に支援していく。
			B		
			B		

基本施策4 発達障がいや難病患者等への支援					
1	発達障がいのある人への支援	障がい者基幹相談支援センターによる相談支援を継続するとともに、関係機関との連携により適切な支援を行います。 また、発達障がいの当事者及び家族による自主的組織の活動を継続して支援します。	A B B	八雲町障がい者基幹相談支援センターが、相談支援を行い、必要に応じて、関係機関との連携を図りながら支援をしている。 当事者の会には「太陽の会」「わっぱの会」、家族会には「虹の会」があり、必要に応じて、情報提供、紹介、関係機関との調整、福祉バスの手配、会への参加などの支援を行っている。また、「虹の会」には、障がい部会へ参加いただき、精神障がいのある方の支援に対して状況交換や意見交換を行っている。	今後も関係機関と連携し、相談支援を継続して行う。 自主組織活動を継続的に支援していく。
2	高次脳機能障がいのある人への支援	脳外傷友の会コロポックルが中心となり、実施している相談会を支援します。	A B B	相談会が開催される際は、町広報に掲載し、ポスターの掲示やパンフレットの設置を行っている。	今後も継続する。
3	難病患者への支援	広報紙、町ホームページ、しおり、障がい者週間のポスター展などを通じて障がい福祉サービスの周知を継続するとともに、利用できる制度等の情報提供や相談支援を行います。	A B B	福祉サービスの周知について、随時、広報誌や町ホームページなどに掲載をしている。また、障がい者週間のポスター展は毎年実施し、障がい者のしおりは3年毎に改正し配布をしている。	継続

## 2. 自立と社会参加の促進

### (1) 教育・療育の充実

施策	施策の内容	評価	現状と課題	今後の取組	
基本施策1 療育・発達支援体制の充実					
1	障がい児療育の充実（障がい児発達支援）	発達遅れや障がいのある子どもの成長に沿った支援ができるよう、子ども発達支援センターが子どもとその家族に対し、関係機関と連携しながら発達相談、療育での個別支援を行います。 また「育ちと学びの応援ファイル カラフル」（療育カルテ）の活用を促進します。	A B B	相談支援は、相談ニーズの多様化や関係機関との情報共有も増加し、相談件数が増加している。 療育については、民間の放課後等デイサービスの事業所が充実してきているため、子ども発達支援センターから放課後等デイサービスへの移行も増えてきている。 「育ちと学びの応援ファイル カラフル」（療育カルテ）の活用を推進し、令和3年度は9冊、令和4年度は11冊配布。定期的に記載内容の見直しを行っている。	療育については、民間の放課後等デイサービスの充実や移行も増加していることから未就学児までの利用とし、関係機関との連携を行いながら必要な支援を継続。
2	地域療育体制の充実	子ども発達支援センターが中心となり、支援が必要な児童とその保護者に対し、18歳（又は20歳）まで一貫した相談支援及び発達支援、情報提供、コーディネーターによる関係機関との連携、調整を行います。	A B B	子ども発達支援センターが中心として、医療的ケア児等をはじめ、必要時に関係機関の幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校等との情報提供、共有を行い連携している。 地域向けの療育講演会等を広報やホームページ、ポスター等で広く周知し実施している。関係機関等の参加は見込まれるが、一般住民の参加が少ないのが現状である。関心を持ってもらうために発達障がいについて、いかに発信していくかが課題となっている。	現在の事業にて継続。
3	個別療育相談の実施	いたずらっ子の会では、児童発達支援事業所「おひさま」の専門員派遣により、療育の必要な子ども、又は必要と思われる子どもの保護者、保育士、指導員へ専門的指導・助言などを継続して行います。	A B B	専門員派遣による、『いたずらっ子の会』は年間2回の実施。令和3年度11人、令和4年度6人、延べ17人の相談利用であった。専門的支援、助言により、適切な支援を受けることができるよう取り組んでいる。 令和4年度より道の事業である障がい児等支援体制整備事業「道立施設専門支援事業（基礎研修）」にて専門職員の派遣を依頼し、専門的知識及び技術の提供を受けることにより、子どもとその家族に関わる職員の資質の向上を図るとともに地域での連携支援体制の構築の推進を図っている。	現在の事業にて継続。

基本施策2 障がいのある子どもの地域生活・家庭支援					
1	子育て支援センター事業の推進	子育て全般に関する相談や一般開放、未通園児が対象となる一時預かり、遊び・遊び場の提供、地域支援等を推進するとともに、なかよし広場などで地域へ出向き、子育てに関わる情報提供を行います。 また、熊石地域に関しては、乳幼児はおおむね保育園へ通園しているため、事業の主な対象である未通園児がほぼいないことから、今後は熊石放課後子ども対策事業へ参加し、学童児に対しても保健師と情報共有を行います。	A	子育て全般に関する相談や一般開放、未通園児が対象となる一時預かり、遊び・遊び場の提供、地域支援等を推進するとともに、なかよし広場などで地域へ出向き、事業を実施している。子どもの成長など心配がある場合には早期支援へ繋げていくよう保健師と連携し対応をしている。	これまでの取り組みを継続。 地域支援に関しては、落部、山崎、熊石へ出向き、遊びの提供を実施している。出生率も減少となり、ほぼ園へ入園していることから参加者がいないこともあるが、引き続き内容を検討しながら実施していく。
			B		
			B		
2	障がい児保育の実施	障がい児を受け入れる保育所等に対し、専任の保育士等の人件費（賃金）等の補助を継続し、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れ体制を推進します。	A	障がい児等を受け入れる保育所等に対し、専任の保育士等の人件費（賃金）等の補助を行い、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れ体制を強化した。	現状を維持し、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れ体制を推進する。
			A		
			B		
基本施策3 障がい児教育の充実					
1	特別支援教育の充実	特別支援教育支援員を配置し、通常学級等に在籍し生活上の介助や学習指導上の支援・助言・補助を必要とする児童生徒に対し、担当教師との連携のもと、適切な教育を支援します。 特別支援教育支援員の配置にあたっては、学校への聞き取りや就学指導の状況等を考慮し、適正な配置となるよう努めるとともに、近年増加している医療的ケア児や肢体不自由を伴う重複障がい児の就学ニーズに応えるための支援員配置にも努めます。	A	年々、医療的ケア児や肢体不自由を伴う重複障がい児の地域の学校への就学が増加、発達障がい等の支援を要する児童生徒も増加しており、特別支援教育支援員の必要性が高まっているが人材確保が難しい現状である。 特に熊石地域は、八雲地域からの通勤が困難な方が多いことや、1時間当たりの時給単価等が上がったことにより、扶養の範囲内での就労を希望すると勤務時間が短くなり人材確保がさらに厳しくなることが課題である。	特別支援教育支援員については、町内だけでなく、近隣市町にも拡大して人員を確保している。
			A		
			A		
2	交流及び共同学習の充実	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を継続します。	A	児童生徒数は年々減少しているが、特別支援学級在籍児童生徒数は増加傾向にあり、また、特別支援学級数も増加傾向にあり、学校ごとの障がい種別も多様化している。 個々の発達にも差があるため、ひとりひとりのニーズにあった個別学習と交流学習時間等を調整することも教職員の働き方改革を考えると、難しい現状である。	特別支援教育支援員の活用はもちろん、各種加配教員等人材確保に引き続き努める。
			A		
			B		
3	就学等の支援	個々のニーズも変化してきている中であって、本人や保護者等に対し、十分情報を提供しつつ、その意向を尊重し、対象児童生徒へ個別に進路指導・支援を行います。 また、5歳児健診を通じて保護者に正しい情報提供を行い、就学への不安やニーズに対して早期に対応を行います。	A	個々のニーズの変化だけでなく、障がいの程度も多様化、重複障がい、医療的ケアを伴う児の就学など、基礎的環境整備や合理的配慮も考える必要があり、就学先の方向性を早期に決定する必要がある。	今後も保護者の希望や不安のすり合わせ等を行い、正しい情報提供が早くにできるよう関係機関で連携をし、環境の整備や学校の人員体制等も含めて「地域の子どもは地域で育てる」環境づくりに努めていく。
			A		
			B		
4	障がい児の情報共有の推進	保健福祉課・教育委員会・発達支援センター・子育て支援センターなど関係機関と連携し、継続的な支援に向けた情報共有に努めます。	A	保健福祉課・発達支援センター・子育て支援センターなど関係機関と連携し、継続的な支援の情報共有を実施している。 八雲町特別支援連携協議会等を活用しながら、幼保から高校まで切れ目のない支援を地域で担っていく体制強化が必要である。	関係機関との連携はもとより、医療的ケア児や肢体不自由児に対しては、八雲総合病院の小児科やリハビリとも連携を拡大していく必要がある。
			A		
			B		

基本施策4 障がい児の教育相談の充実					
1	教育相談事業の利用促進	特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業や渡島教育局管内専門家チーム巡回相談、北海道立特別支援教育センター巡回教育相談の周知を図るとともに、その活用を促進します。	A A B	各事業において、幼児児童生徒の教育等に関し必要な助言又は援助、知能検査の実施により幼児児童生徒への望ましい教育的対応等を示すことで、指導及び支援の充実を図っている。 就学相談のほか、在籍変更などの相談も増えているが、相談時期が限られていること、件数枠が少ないことなどの課題もみられる。	事業によっては学校のみならず、保健福祉課や発達支援センター等へも事業の情報共有をし、保護者等に対し十分な情報を提供しつつ幅広い選択肢を持ち、できるだけ早期把握に努め特別支援教育の一層の充実のため活用していく。
2	八雲町教育支援委員会教育相談	保護者、幼稚園、保育園、各学校からの希望に応じて、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の教育に関わる相談等を実施します。	A A B	毎年一人ひとりの幼児児童生徒の発達状況を確認しながら、その子にあった教育環境を学校・保護者・専門家等と相談した上で実施しているが、子どもの実態と保護者の思いが一致せず協議するケースも多々あるのが現状である。 支援者がその保護者の思いを受け止め、丁寧に対応し、安心して学校に就学できるように、より深く情報を共有し関係機関や学校間で共通認識を持ち連携していくことが必要である。	就学先については、個々の児童生徒の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から決定するため、関係機関との連携はもとより、医療的ケア児や肢体不自由児に対しては、八雲総合病院の小児科やリハビリとも連携を拡大していく必要がある。
3	5歳児健診での早期教育	本人・保護者と面談し、小学校就学へ向けて早期の段階で教育相談等を行うことにより、就学する段階で、特別支援教育に対応した学校体制をつくります。	A A B	5歳児健診に教育委員会が加わったことにより、早い段階から保護者に対して正しい情報提供をし、就学先の方向性を早期に検討・相談を行うことができていることから、今後も継続して実施し関係機関とも連携していく必要がある。 また、近年医療的ケア児や病弱、肢体不自由児など専門性を必要とする児童生徒が増加しているため、なお一層の連携が必要となる。	現在の取組を継続し、幼児の実態や就学先の方向性を早期に把握することで、就学学校への基礎的環境整備や学校の人員体制等に早い段階から取り組んでいく。

(2) 雇用・就労の推進

施策	施策の内容	評価	現状と課題	今後の取組
基本施策1 日中活動の場の確保				
1	福祉的就労の場の整備・充実	A A B	【就労継続支援B型の利用者実績】 R3年度：利用者数97人 R4年度：利用者数101人 R5年度：利用者数108人 令和5年6月29日に就労支援事業所うしおが新たに開設された。町内に就労継続支援B型を提供している事業所が4カ所あり、利用者数は年々増加傾向にある。今後も利用者数増加のために、手帳申請時などに制度の紹介や勧奨しているほか、随時相談受付や事業所と連携を取り、迅速に支給決定をするようにしている。	継続
2	町における物品等優先調達推進	A B B	【優先調達実績】 R3年度は1,622,005円（内、新型コロナウイルス関連176,715円）、R4年度は1,904,600円（内、新型コロナウイルス関連253,880円）、R5年度は1,954,139円（内、新型コロナウイルス関連45,485円）。 調達方針や実績については、町ホームページにて公表を行っている。	継続

基本施策2 雇用・就労の促進					
1	八雲町障がい者就労支援機関連絡会の開催	障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）を定期に開催し、関係機関との連携や情報共有、地域課題の協議などを通じて、障がいのある方の雇用促進と就労機会の確保に向けて取り組みます。	A B B	障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）について、R3年度は2回、R4年度は2回、R5年度は2回開催。 令和5年度 第二回八雲町障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）では、「令和5年度 道南地区障がい者就労支援連絡協議会 八雲町就労支援セミナー」ということで、道南地区障がい者就労支援連絡協議会が主催する就労支援セミナー（事務局：すてっぷ）が主催、八雲町共催として八雲会場で開催。「地域で支える・チームで支える 障害者雇用はじめの一步 様々な事例を通して」というテーマで、実践紹介としてパネルディスカッションなどを行った。	継続
2	一般就労への移行支援	障害者総合支援法に基づく就労系の障害福祉サービスの利用及び道南しょうがい者就業・生活センター「すてっぷ」やハローワーク等との連携により、一般就労への促進を図ります。	A B B	障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）について、R3年度は2回、R4年度は2回、R5年度は2回開催。 令和5年度 第二回八雲町障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）では、「令和5年度 道南地区障がい者就労支援連絡協議会 八雲町就労支援セミナー」ということで、道南地区障がい者就労支援連絡協議会が主催する就労支援セミナー（事務局：すてっぷ）が主催、八雲町共催として八雲会場で開催。「地域で支える・チームで支える 障害者雇用はじめの一步 様々な事例を通して」というテーマで、実践紹介としてパネルディスカッションなどを行った。	継続
3	障がい者雇用拡大	企業や関係機関等との情報交換・意見交換を今後も継続し、障がいのある方の雇用促進と就労機会の確保に向け取り組みます。	A B B	障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）について、R3年度は2回、R4年度は2回、R5年度は2回開催。 令和5年度 第二回八雲町障がい者就労支援機関連絡会（就労部会）では、「令和5年度 道南地区障がい者就労支援連絡協議会 八雲町就労支援セミナー」ということで、道南地区障がい者就労支援連絡協議会が主催する就労支援セミナー（事務局：すてっぷ）が主催、八雲町共催として八雲会場で開催。「地域で支える・チームで支える 障害者雇用はじめの一步 様々な事例を通して」というテーマで、実践紹介としてパネルディスカッションなどを行った。	継続
4	産業と福祉の連携強化	関係機関や町内の農家と連携し、農福連携による施設外就労や一般就労に向けた実習等の取組を推進します。 また、水福連携や商工会との連携など、各種産業と福祉の連携に向けた検討を行います。	A B B	農福等連携について、以前は、就労支援事業所と農家との間をコーディネートを行っていたこともあるが、現在は、町内の就労支援事業所のほとんどが各自で開拓をして、農家などつながりを持つことができている。	就労支援事業所の作業請負のキャパシティや、就労希望者のニーズなどにもよるため、必要に応じてマッチングできるようにコーディネートを行っていく。

### (3) 社会参加の促進

施策	施策の内容	評価	現状と課題	今後の取組
基本施策1 移動に関する支援				
1	福祉タクシー料金の助成	A A B	高齢者世帯の申請・利用状況が、令和4年度の年齢条件見直し以降増加しており、高齢者に対する需要が高まっている。 現在の交付要件では「住民税非課税世帯」に限られることから、課税要件の撤廃を求める声も出てきているが、現状では改正の予定は立っていない。	引き続き高齢者や障がい者への助成を継続していくが、今後デマンドバスの運行が行われる予定もあり、状況によっては助成の見直しを含めた検討が必要になるかもしれない。
2	移動支援事業	A B B	H28年度まで個別給付による移動支援事業として実施していたが、住民のニーズに合わせH29年度より要綱改正し、個別移動支援と車両移動支援による屋外での移動が困難な障がい者等について、外出の支援を継続。（地域生活支援事業）（目的：屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す） 【個別移動支援利用実績】※支給量は年30時間を上限としているが超える方はいない R3年度：2人 R4年度：2人 R5年度：2人	継続

基本施策2 コミュニケーションに関する支援					
1	朗読による情報提供の充実	視覚障がいのある方へのサービスの一つとして、広報紙を音化したCDを希望者に提供。行政情報等を伝えることにより社会参加の促進を図ります。	A C B	町広報誌等音声化事業について、視覚障がいのある方が、R3年度5名、R4年度4名、R5年度3名利用している。	利用者は少ないが、必要な情報を届けるために継続していきたいと考える。
2	FAX・電子メールの活用促進	聴覚障がいのある方など、障がいに応じたコミュニケーション手段を活用し、コミュニケーションの確保に努めます。	A B B	聴覚障がいのある方など、障がいに応じたコミュニケーション手段を活用し、コミュニケーションの確保に努めている。また、R4年6月には、八雲町消防本部にて、聴覚または言語・音声機能の障がいがある方向けの119番緊急通報システム（NET119）の運用が開始された。	継続
基本施策3 スポーツ・文化活動等の振興					
1	障がいのある人のスポーツの促進	健常者と障がいのある方が一緒に取り組む事ができるニュースポーツの体験や、障がい者スポーツの理解を深めるためにパラスポーツ選手と関わる機会の提供を関係機関と連携して開催し、障がい者スポーツへの理解を深める取組を行います。	E B B	各種スポーツ教室やイベント等の開催周知について、障がいの有無を問わず、広く町民向けに行っている。子ども向けスポーツ教室では、多少、情緒的な面で不安を抱えている子どもの参加が若干あり、指導者、保護者の見守り等で和やかな雰囲気で開催できている。重度の身体障がいを持っている方等のスポーツ参加ニーズがあった時には、運営面でのサポート体制に課題が生じる。	障がいを持っている方の運動ニーズを汲み取り、状況に応じたスポーツの機会を提供できるよう検討していく必要がある。
2	レクリエーション活動・文化活動の促進	障がいの有無にかかわらず「いつでもどこでもだれでも生涯学習」の観点から、イベントや各種講座への参加促進に努めます。	A A B	実施している講座やイベントは障がいの有無で参加できないということはないが、仮に障がいのある方が参加する場合は、イベントによっては特段の配慮が必要になる場面が出てくる。	「いつでもどこでも誰でも生涯学習」のとおり誰でも参加しやすいイベントの企画や様々な内容で実施できるよう努める。

### 3. 共に支え合うまちづくりへの支援

#### (1) 権利擁護の推進

施策	施策の内容	評価	現状と課題	今後の取組	
基本施策1 権利擁護の推進					
1	人権意識の高揚	関係機関や人権擁護委員等と連携し、広報紙やホームページを活用した広報啓発を行い、人権擁護委員による相談活動を支援します。また、児童生徒の福祉教育等とあわせ人権を尊重する心を育む人権教育を行います。	A A A	各学校の学校経営要項に人権教育計画を掲載し、道徳や総合的な学習など、様々な教科の中で、互いの良さや違いを認め合い、自他を尊重する豊かな感性を育むとともに身近な人権問題について、自ら気づき、主体的に考え解決しようとする力を養う取組を実施している。近年は、ネット環境の多様化に伴い、SNSなどを通じてのトラブルも課題となっている。	役場の人権担当課と連携し、今後も人権啓発活動の1つである「人権の花運動」に参加するとともに、ネットトラブルについては、北海道教育委員会と連携しながら被害者・加害者にならない教育を継続実施していく。また、新たに始めたピア・サポート実践事業を町内全小中学校で取組を継続していくとともに4中学校区CSの事業としても取組を拡大していく。
2	成年後見人制度等の普及促進	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の成年後見制度の利用の促進を図るため、成年後見制度利用促進法に伴う中核機関の設置に向けた検討を進めます。また、市民後見人等の育成に努めます。	B B B	成年後見人制度利用に向けた中核機関の設置に向けた研修会などに参加し先進的に事業展開している他町の取り組みを参考に、包括支援係とも意見交換し検討を進めている。	八雲町内のニーズに合わせた中核機関の設置に向けた検討を行っていく。
3	投票方法の充実	選挙に関する情報提供に努めるとともに代理投票、郵便投票、点字投票等の制度の利用を促進します。	A B B	令和3年度から令和6年度まで計4回の地方選挙及び国政選挙を執行しており、年々投票率が落ち込む中、選挙ごとに町ホームページや町公式ラインといった電子媒体を活用し情報提供に努めている。点字投票はこれまで実績がないが、郵便投票の利用者はほぼ一定である。	町広報における各投票制度の情報提供や町ホームページや町公式ラインといった電子媒体での情報提供に努め、現在の取組を今後も継続する。
4	まちづくり参加の推進	八雲町自治基本条例に基づくまちづくりへの参加を促進します。また、各種計画の策定プロセスにおいては、意見交換会の開催、アンケート調査など障がいのある方の意見をまちづくりに反映させる機会を今後も継続してつくりまします。	A B B	八雲町自治基本条例において、町民が町政へ参加する制度について明らかにし、町民参加に関する具体的な規定を定めることによって、町民の町政に参加する権利を保障している。また、町民参加は、町民の自由意思で行われるものであるため、議会及び行政は、町民参加の有無によって町民が不利益を受けないよう配慮することを定めている。	引き続き、町民参加に関する具体的な規定を維持し、町民の町政に参加する権利を保障するよう取り組む。

基本施策2 差別及び虐待防止のための取組					
1	虐待防止の周知啓発	虐待の予防や早期発見、保護などを行う体制を整えるとともに、適切なアセスメントや支援ができる職員を育成します。 また、町民及び事業所向けの研修を開催し理解促進を図ります。	A B B	当事者や事業所等から虐待の通報があり次第、迅速にコア会議を開催、緊急性の判断を行っている。その後、虐待の有無や対応や支援の方向性などを検討している。 町民向けに、広報誌やホームページ、LINEにて、虐待防止に関する周知を毎年行っている。 相談部会などで、虐待防止に関する研修会を開催している。	虐待の相談があった際は、迅速に会議を開催し対応を行う。また、町内事業所に虐待に対する理解を深めるため定期的に研修会等の開催を実施する。 R6年度の地域自立支援協議会（全体会）にて、虐待に関する勉強会を実施予定。
2	男女共同参画の促進	家庭、学校、地域、職場等での男女平等意識の高揚と様々な場面で男女共同参画を促進します。 また、町民向けのリーフレットを作成し、啓発活動にも努めます。	B A A	少子高齢化、人口減少社会が進行しており、地域社会の活力を維持していくためには、男女ともに一人一人が、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築していくことが一層不可欠になっている。他方では、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの様々な暴力や人権侵害が身近に顕在化してきている。	男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、八雲町における男女共同参画社会の進捗状況、八雲町を取り巻く社会情勢、時代の変遷等を踏まえるとともに、アンケート調査を実施し、町民の意識の変化に留意して、“すべての町民が自らの意志で、個性と能力を発揮できる多様性が輝くまちづくり”を目指して令和6年度に（仮称）第3次八雲町男女共同参画プランを策定し、男女共同参画の取組を強化していく。
3	仕事と家庭生活の両立支援	仕事と子育てや高齢者、障がいのある方等の介護・看護等の両立に向け、関係機関・団体等と連携した支援を行います。	A B B	子育てと仕事、介護や看護等を両立して生活していけるよう関係機関と意見交換を行い支援を行っている。また、ケアラーに関する研修などに参加し、理解を深め、早期発見できるように努めている。	継続

(2) 共に支え合うまちづくり

施策	施策の内容	評価	現状と課題	今後の取組
基本施策1 理解と交流の促進				
1	ノーマライゼーションの推進	A B B	町民に幅広く障がいについて関心を持ってもらうよう、定期的に障がい福祉に関する記事を広報誌やホームページ、LINEで情報配信している。また、町民向けの理解促進講演会を開催（参加者数：R3年度（新型コロナウイルスの影響により講演会は中止し）動画配信、R4年度57名、R5年度79名）したり、障がい者週間に合わせてポスター展を開催している。	継続
2	「障害者週間」の周知啓発	A B B	障害者週間（毎年12月3～9日）に合わせ、町内4か所（図書館、シルバープラザ内、熊石総合支所、八雲総合病院）で障害に関するポスター展を開催。広報誌やホームページ、LINEにて周知を行っている。また、教育委員会を通じて小中学校へ、八雲高等学校へは直接、国からのポスター（ポスター展の案内付き）配布と、ポスター展で使用するデータを送付し、校内への掲示依頼（掲示は学校の判断）を行っている。	継続
基本施策2 福祉教育・福祉学習の推進				
1	学校教育における福祉教育の充実	A B B	コミュニティ・スクール事業の一環として教育課程に位置付けて実施している学校がある一方、地域間での取組内容にはばらつきがある。 (取組例) 学芸会の様子を撮影し映像にまとめたものを高齢者施設や老人ホーム等に児童のメッセージカード付きDVDにして渡す活動。 レディースネットの方に踊りのレクチャーをしに来校してもらい、運動会のプログラムの中で児童と一緒に踊ってもらう。	新型コロナウイルスの影響により、生活スタイルも大きく変化している状況にある。今後は、学習や交流活動にも変化が求められる。統一的な方向性を決定することは困難と考えるが、それぞれの地域にあった独自の取組を考えていく。 コミュニティ・スクールの組織や取組の見直しの中で、思いやりや親切心などの伸長が町全体に広がるよう高齢者・地域住民等と協働した福祉活動や福祉教育をそれぞれの地域や学校事業を勘案し、検討する。
2	生涯学習における福祉教育の充実	A A B	実施している講座やイベントは障がいの有無で参加できないということはないが、仮に障がいのある方が参加する場合は、イベントによっては特段の配慮が必要になる場面が出てくる。	今後も、障がいの有無にかかわらず誰もが参加しやすい事業の企画・実施に努めていく。また、参加にあたり、特別な配慮を求められた場合には、どのような対応が可能か検討し、本人やそのご家族の意向を確認しながら対応していく。

基本施策3 地域における福祉活動の推進					
1	交流機会の推進	町内の障がい者団体が隔年で参加する、渡島身体障害者福祉スポーツ大会へ参加支援を継続します。	A	町内の障がい者団体が隔年で参加する、渡島身体障害者福祉スポーツ大会へ参加支援を継続していく。	継続 令和7年度は、北海道障がい者スポーツ大会が渡島地区で行われ、八雲町ではソフトボール（知的障がい者部門）を開催予定。
			B		
			B		
2	ボランティアの育成と活動促進	ボランティア活動の核である社会福祉協議会が実施する各種活動を支援するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、ボランティアやNPOの育成と組織化に取り組み、主体的活動の促進に努めます。	A	ボランティア活動の核である社会福祉協議会に対し、補助金を交付する形で活動を支援している。	今後も補助金の交付を継続する。
			B		
			B		
3	地域での交流の促進	障がい者団体等を通じて町外の行事などの情報を提供し、参加促進に努めます。 また、地域の祭りや町内会等の行事に障がいのある方が参加しやすい環境づくりを図るべく、理解促進・啓発を行っています。	A	障がいを持っている方（法人や関係団体などを含む）が、地域のお祭りや地域でのイベントに参加するなど、地域交流を図れるよう環境づくりを行っている（八雲山車行列の参加、各イベントでの出店など）。	継続
			B		
			B		
基本施策4 防災・防犯対策の推進					
1	避難行動要援護者対策の推進	八雲町地域防災計画及び災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時に自力で避難できない災害時要援護者の安全確保のため、町内会等の協力を得ながら、避難誘導等の防災体制の整備を図ります。	B	避難行動要援護者名簿の整理を行い、関係機関等に情報を共有していく必要がある。 町内会等の協力を得ながら「個別支援計画」の策定も必要となってくるが、まずは各町内会の協力を得る必要があり、個人情報保護に関する覚書の締結や町内会での支援体制の強化を図っていかなければならない。	関係機関との協力体制の強化を進めていく。 名簿に関しても更新の頻度を高め、随時情報提供を行える体制を整える。
			B		
			A		
2	地域における防災体制の充実	消防等と連携して自主防災組織の役割や重要性を周知啓発し、地域での組織化と活動推進に努めます。 また、障がいのある方など避難困難者も含めた地域での避難訓練の取組を行います。	C	自主防災組織の組織化の足掛かりとして、町内会等へのはたらきかけ等思案する 今後の防災訓練等の実施により、練度をあげていくことが課題と認識する	定期的な防災訓練、防災講話等の実施。
			A		
			A		
3	通信連絡体制の充実	防災行政無線システムやインターネット等を活用し、非常時に速やかに且つ確実に情報を伝達できる体制の充実を図ります。 また、病弱な一人暮らしの障がい者等に緊急通報用電話機を設置し、急病や災害等の事態に迅速に対応できる救援体制をとっていますが、今後も必要なケースへの対応に努めます。	B	防災行政無線の子局スピーカーからの音声「聞こえにくい」といった現状があるため、町民が各々所有しているスマートフォン向けへの情報伝達手段を整備する方向性で検討している。 スマートフォンの扱いに不慣れな高齢者や障がい者へは地域の「共助」からのアプローチも防災訓練等の実施により、今後の練度をあげていくことが課題と認識する。	防災行政無線と連動した災害情報伝達システムの多重化を整備する方向性としている。
			A		
			B		
4	防犯対策の充実	町内会や防犯組織等、関係機関が連携した防犯活動を促進し、広報紙や地域安全ニュース、交番・駐在所便りなどの広報活動の充実と自主防犯パトロール隊の自主活動を促進します。 また、障がい者等に対して犯罪や悪徳商法などに巻き込まれないための知識の普及に努めます。	A	八雲警察署等関係機関と連携した取り組みを継続する	八雲警察署等関係機関と連携した取り組みを継続する。
			A		
			B		

※評価について

- ・ 上段：事業の実施状況（計画に対する進捗）
  - A：計画通りに進捗しており、概ね順調である
  - B：現在、着手はしているが、概ね順調とまでいえない
  - C：進捗は半分程度    D：計画から大幅に遅れている    E：実施していない
- ・ 中段：ニーズの方向性
  - A：増加    B：変化なし    C：減少
- ・ 下段：今後の方向
  - A：拡大・強化    B：現状を持続    C：縮小    D：廃止    E：完了